

水戸市意見公募手続に関する規程の考え方

(目的)

第1条 この規程は、市の政策等の形成に係る意見の公募の手続について定めることにより、その政策等の形成過程において広く市民の意見を反映させ、もって市民との協働を推進するとともに、市政における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

趣旨

本条は、この規程の制定の目的を明らかにするものである。

解説

意見公募手続の目的は、政策等を決定する前にその案を市民に公開し、市民等の多様な意見を市政に反映させ、さらには市民等の意見に対する市の考え方を公表することにより、政策等の形成過程における市民との協働、市政における公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものである。

この制度は、住民投票のように政策等に対する賛否を問うものではなく、審議会等で政策等を審議する場合であっても、この制度により、審議会等の委員の専門的な意見に加えて、市民からの幅広い意見を参考にできる。また、条例案などは、意見の公募後に議会での審議がなされることとなるが、市が案を策定する際に広く市民の意見を聞くことで、より質の高い原案を作成できるようになる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例（茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）（以下「特例条例」という。）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例を含む。）、市長の定める規則（特例条例により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の執行機関の規則を含む。）及び市長の定める規程をいう。
- (2) 政策等 市長（市長の下に置かれる機関を含む。以下同じ。）が定める次に掲げるものをいう。
 - ア 市政全般についての総合的な構想及び計画並びに個別分野についての基本方針、基本計画等
 - イ 次に掲げる条例、規則、規程及び告示
 - (7) 義務を課し、又は権利を制限するもの
 - (イ) 処分（市長の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定めるもの
 - (ウ) その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものと市長が認めるもの
 - ウ 審査基準（申請（法令に基づき、市長の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して市長が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）
 - エ 処分基準（不利益処分（市長が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導（市長がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

趣旨

本条は、この規程で用いる用語の意義を明らかにするものである。

解説

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例（茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）（以下「特例条例」という。）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例を含む。）、市長の定める規則（特例条例により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の執行機関の規則を含む。）及び市長の定める規程をいう。

1 本号は、「法令」の意義を明らかにするものである。「法律に基づく命令」とは、法律に基づき定められる政令、府省令を指す。また、「（告示を含む。）」は、法律の委任に基づく命令が告示形式で定められることがあるため、その命令を含むことを明らかにしている。

(2) 政策等 市長（市長の下に置かれる機関を含む。以下同じ。）が定める次に掲げるものをいう。

ア 市政全般についての総合的な構想及び計画並びに個別分野についての基本方針、基本計画等
イ 次に掲げる条例、規則、規程及び告示

(7) 義務を課し、又は権利を制限するもの

(イ) 処分（市長の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定めるもの

(ウ) その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものと市長が認めるもの

ウ 審査基準（申請（法令に基づき、市長の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して市長が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 処分基準（不利益処分（市長が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導（市長がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。）をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

2 本号は、「政策等」の意義を明らかにするものである。「政策等」に該当する場合は、意見公募手続を執ることとなるが、該当するかどうかについては、個別の政策等の性格、内容等に応じて、当該政策等の策定担当部署がこの制度の趣旨に照らして判断し、また、その判断についての説明責任を負う。

3 アの「市政全般における総合的な構想及び計画並びに個別分野における基本的な方針、指針、計画等」には、「総合計画」、「協働推進基本計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「環境基本計画」などの各分野における施策の基本方針、指針、計画等のほか都市宣言等の宣言が該当する。構想、方針、指針、計画等の名称は問わない。ただし、3か年実施計画のように、上位計画である総合計画で既に意見公募手続を実施しているものについては、該当しない。

4 イ(ア)の「義務を課し」とは、市民に対し、一定の行為を行わなければならない（作為義務）又は行つてはならない（不作為義務）という拘束を負わせることをいう。作為義務に関する規定の例としては、物件の除去命令、施設の改善命令等について定めるもの、不作為義務に関する規定の例としては、営業停止命令、建築物の使用禁止命令等について定めるものが挙げられる。

「権利を制限する」とは、相手方がそれまで保有していたある具体的な権利（法律上保護されるべき権利利益）の範囲を限定し、又はその内容を相手方にとって不利益に変更することをいう。権利の制限に関する規定の例としては、許認可等の取消し、許認可等の一定期間の効力停止等について定めるものが挙げられる。

5 イ(イ)の「市長の处分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政不服審査法第1条や行政事件訴訟法第3条第2項と同じ内容を指すものであり、市が市民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を変動させ、又はその範囲を確定することが法律上認められている行為など市民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう。

6 イ(カ)の「直接かつ重大な影響を与えるもの」に適合するかどうかは、その内容等について総務法制課と協議し、適宜判断するものとする。

7 ウ、エ及びオの審査基準、処分基準及び行政指導指針は、一般的に法規性、裁判規範性はないとされているものの、処分や行政指導を行う際の基準、指針となることから、市民の権利利益の実現に重要な意味を持つものである。よって、その実質的な機能に鑑みれば、条例、規則等と同様に意見公募手続の対象とする必要がある。そこで、これらを「政策等」に含めたものである。

8 ウの「審査基準」は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を内容とするものであり、告示、訓令その他これを定める形式は問わない。

ただし、許認可等に附款（許認可等の条件、期限等）を付す場合の基準等は含まれない。

9 エの「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか」とは、不利益処分の適否、その内容又は程度のことであり、具体的には、不利益処分の根拠となる法令に定められた処分の要件に該当するかどうか、処分を要するかどうか、又はどのような内容若しくは程度の処分とするか、ということである。

なお、審査基準と同様に処分基準においてもこれを定める形式は問わない。

10 オの「一定の条件に該当する複数の者」とは、例えば「10ヘクタール以上の大規模土地開発事業を行うとする者」、「○○業を営む者で、△△と認められる者」のように、同一の行政目的を実現するために、一定の作為又は不作為を求めることがなるその相手方をいい、「一定の条件」とは、個別具体的な行政指導の対象となる特定の者に共通する要件（例えば、「○○のおそれのある者」「△△を有していない者」など）を意味している。また「複数の者」とは、個別具体的な行政指導が単発的ではなく類型的に繰り返し行われることを示すものである。

「共通してその内容とするべき事項」とは、一定の類型化された行為を行う者に対して、該当者に求める事項の概要をいい、個別具体的な行政指導を行う場合の指針、基準となるべきものをいう。

なお、審査基準及び処分基準と同様に行政指導指針においてもこれを定める形式は問わない。

（政策等を定める場合の一般原則）

第3条 市長は、政策等を定めるに当たっては、当該政策等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 市長は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

趣旨

本条は、市が政策等を定める場合の一般原則に関する規定であり、第1項は政策等を定めるに当たって遵守すべき事項について、第2項はいったん政策等を定めた後に遵守すべき事項について定めるものである。

解説

- 1 第1項は、政策等を定めるに当たっては、根拠となる法令の趣旨に適合するようにすべきであるという原則を確認するものである。「法令の趣旨に適合する」とは、政策等を定める根拠となる法令の文言に形式的に従うだけでなく、当該法令の立法趣旨や附帯決議等、当該法律が政策等に委任している趣旨にも留意し、必ずこれらに沿ったものとすべきことをも意味する。審査基準、処分基準及び行政指導指針についても、その根拠となる法令の趣旨に沿ったものであることが求められる。
- 2 第2項は、社会経済情勢の変化等により、政策等の内容が適正を失っていくおそれがあるにも関わらず、その内容が見直されることなく放置される事態を回避するため、政策等を定めた後においても、絶えず社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じて当該政策等の内容を検討し、その適正を確保するよう努めるべき義務があることを明らかにしたものである。

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げる政策等を定める行為については、この規程の規定は適用しない。

- (1) 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する政策等
- (2) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は市長の判断により公にされるもの以外のもの
- (3) **市の職員の研修、表彰その他人事に関する事項について定める政策等**
- (4) 市の予算、決算及び会計について定める政策等 **(入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める政策等を除く。)**
- (5) 納付すべき金銭について定める政策等及び当該政策等の施行に関し必要な事項を定める政策等
- (6) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める政策等
- (7) 法令に住民の意見を反映させるための手続が定められている政策等で市長が適当と認めるもの
- (8) 国又は県の機関が定める命令等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等及びこれに準じて県が定めるものをいう。以下同じ。）又は準則等と実質的に同一の内容を定める必要がある政策等
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の請求を受けて議会に付議する政策等
- (10) 政策等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い廃止をしようとする政策等
- (11) 法令又は政策等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理その他の軽微な変更を内容とする政策等

趣旨

本条は、本規程の規定の適用が除外される政策等を定めるものである。

解説

- (1) 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する政策等

- 1 市民の権利又は義務について定める法令の規定が適用される地域的範囲又は物理的範囲を設定する行為が政策等でなされるものについては、法令の執行として行う個別具体的な行為という性格を有し、実質的に規範を定めるものではないと考えられるため、適用除外とするものである。「その他これらに類

するもの」とは、物理的に他と区別された一定の場所又は範囲を観念し得る性格のものでなければならず、区域、水系、道路路線などが該当する。

(2) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は市長の判断により公にされるもの以外のもの

2 審査基準、処分基準又は行政指導指針について、行政手続条例第6条第3項、第13条第1項及び第35条で例外的に公表しないことを許容しているものについては、適用除外とする。すなわち、公にすべき、あるいは公表すべきことが義務付けられておらず、慣行として公にされてもおらず、かつ、市長の判断により公にされない、あるいは公表しないこととされたものである。

(3) 市の職員の研修、表彰その他人事に関する事項について定める政策等

3 市の職員の研修、表彰その他人事に関する事項について定める政策等については、市の組織内部の規律を定めるものであるから、適用除外とするものである。

(4) 市の予算、決算及び会計について定める政策等（~~入札の参加者の資格、入札保証金その他の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める政策等を除く。~~）

4 市の予算、決算及び会計について定める政策等については、市の組織内部における会計事務の処理方法などを定めるものであるため、適用除外とする。具体的には財務規則等がある。~~一方で、入札の参加者の資格、その他の契約の相手方等に係るものは、市の組織内部の事務の処理方法等を定める政策等にとどまるとは言えないことから、適用除外としないものである。~~

(5) 納付すべき金銭について定める政策等及び当該政策等の施行に関し必要な事項を定める政策等

5 納付すべき金銭（税、社会保険料、納付金、手数料等）について定める政策等とその施行に関し必要な事項を定める政策等については、地方自治法第74条第1項の規定の趣旨から適用除外とするものである。

(6) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める政策等

6 每年の予算にその根拠を置く補助金、負担金、利子補給金等を含む金銭の給付決定を行うために必要となる算定基礎となるべき金額、率、算定方法等を定める政策等については、適用除外とするものである。ただし、水戸市中小企業振興条例のように助成の対象を定めているものは適用除外には該当しない。「他の事項」としては、金銭の給付決定を行うために必要となる様式の定めなどが挙げられる。

(7) 法令に住民の意見を反映させるための手續が定められている政策等で市長が適當と認めるもの

7 法令の規定により市民からの意見等を求め、それに基づき定める政策等については、適用除外とするものである。具体的には、都市計画法第16条第2項のように意見公募の相手方が定められているものなどがある。また、景観法第9条第1項のように、公聴会の開催等住民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるようなものは、公聴会の開催回数、規模その他の条件によって個別に判断する。

(8) 国又は県の機関が定める命令等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等及びこれに準じて県が定めるものをいう。以下同じ。）又は準則等と実質的に同一の内容を定める必要がある政策等

8 国又は県が意見公募手続を経て定めた命令等（法律に基づく命令、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針）又は準則等と実質的に同一の内容を定める政策等については、改めて市が意見公募手続を実施し直すべき必要性は乏しいことから、適用除外とするものである。

「実施的に同一の内容」であるかどうかは、形式的な語句が一言一句同一であることまで求められるものではないが、実質的にみて当該命令等又は準則等の内容に変更がないことが必要である。この判断は、市が改めて意見公募手続を実施すべき必要性があるほどに内容が変更されたかどうかという観点から行われることとなる。

(9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の請求を受けて議会に付議する政策等

9 地方自治法第74条第1項（条例の制定または改廃の請求とその処置）による条例の制定又は改廃の請求を受けて議会に付議する政策等については、議会の審議を経ることにより公正の確保と透明性の向上が図れるため、適用除外とするものである。

(10) 政策等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い廃止をしようとする政策等

10 政策等を定める根拠となる法令の規定が削除された場合、それに伴い根拠を失うこととなる当該政策については、当然に廃止されることとなり、その場合に意見公募手続の義務付けをする必要性はないことから、適用除外とするものである。

(11) 法令又は政策等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理その他の軽微な変更を内容とする政策等

11 法令又は政策等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理や条項の移動などの政策等の整理、その他の軽微な変更を内容とする政策等については、適用除外とするものである。「その他の軽微な変更」に該当するものは、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げ、その他の形式的な変更を指す。

（意見公募手続）

第5条 市長は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案（政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該政策等の題名及び当該政策等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

(2) 市の他の機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

趣旨

本条は、意見公募手続の基本的構成を定めるものである。すなわち、意見公募手続は、

① 定めようとする政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表すること

② 意見提出先及び意見の提出のための期間を定めて、広く一般の意見を求めるこ

とという諸手続から成るものであり、市が政策等を定めようとする場合には、意見公募手続を行わなければならないことを定めるものである。

解説

第5条 市長は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案（政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定めて広く一般の意見を求めるなければならない。

- 1 「政策等の案」は、執行機関としての意思をまとめた段階で公表することを基本とする。ただし、政策等の基本的な考え方や中間案など、政策等の形成過程の早い段階で公表する方が効果的であると判断したものについては、その段階で意見公募手続を実施することができる。
- 2 「広く一般」とは、本市に住所を有する市民に限らず、本市以外に住所を有する市民、外国人、法人又は権利能力なき社団をも広く含む概念である。
- 3 政策等の案を附属機関等において審議する場合は、市民の意見を反映させた政策等の案を附属機関等に諮問する進め方と、意見公募手續と並行して附属機関等に諮問する進め方などがある。
- 4 政策等の案を公表するに当たっては、市民等がその政策等の案について内容を十分理解し、適切な意見提出ができるように、関係する資料を合わせて公表するものとする。

2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該政策等の題名及び当該政策等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

- 5 本項は、意見公募手續が、政策等に盛り込むべき内容についての市の考え方を広く一般に示し、意見を公募する手續であることから、市の考え方方が明確に示されたものであって、かつ、市民にとって理解が容易なものである必要があることを明らかにするものである。

3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

- 6 本項は、意見提出期間として30日以上を確保すべきとしたものである。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

- (1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、第1項の規定による手續（以下「意見公募手續」という。）を実施することが困難であるとき。
- (2) 市の他の機関が意見公募手續を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

- 7 本項は、第1項の適用除外を規定したものである。

第1号は、緊急に政策等を定める必要があるため、意見公募手續を実施する時間的余裕がほとんどなく、その実施が困難である場合に、意見公募手續の実施の適用除外とするものである。

「緊急に政策等を定める必要がある」とは、例えば、

- ① 不測の事態が発生し、又は発生しようとしている状況下で、公益を確保するための臨機の対応として本市が政策等を定める必要がある場合
 - ② 特に何かが発生し、又は発生しようとしている状況ではないが、現状をそのまま放置すると、公益を損ねる事態が生じかねず、公益を確保するために市が迅速に政策等を定める必要がある場合
 - ③ 法令が間近に迫った特定の日限までに政策等を定めることを要請している場合
- などをいう。市の内部的事情（人事異動など）により急いで政策等を定めようとする場合は含まない。

第2号は、市の他の機関（水道部、教育委員会その他の行政委員会等）が意見公募手續を実施して定めた政策等と実質的に同一の内容を定める政策等については、改めて意見公募手續を実施し直すべき必要性は乏しいことから、適用除外とするものである。

(意見公募手続の特例)

第6条 市長は、政策等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

趣旨

本条は、第5条第3項に定める意見提出期間に対する特例を定めるものである。

解説

- 1 「30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるとき」とは、第5条第4項第1号に該当するほどの緊急性、迅速性を要するものではないが、30日以上の意見提出期間を設定することができない事情がある場合であって、かつ、当該事情の発生原因が市の責に帰すべきものではないとき、又は30日以上の意見提出期間を確保するための工夫、努力を尽くしてもなお30日以上の期間が確保できないときをいう。
- 2 個々の事情が「やむを得ない理由」に当たる場合としては、例えば、30日以上の意見提出期間を設定しなければならないとすると、あらかじめ定められた施行日からの施行が困難になると認められるようなときなどが該当する。政策等を諮問する附属機関等の開催日や担当者の人事異動が迫っているなど内部事情的な都合は該当しない。
- 3 「30日を下回る意見提出期間を定めることができる」とは、無限定に期間を短縮することを許容するものではない。30日以上の期間を定めることを原則とした第5条第3項の趣旨に鑑み、30日を下回る期間を定めるときであっても、できるだけ長期間の意見提出期間を定めるべきである。
- 4 「やむを得ない理由」の明示は、市による恣意的判断の有無の検証の機会を担保するために行うものであり、単に「早急に定める必要があるため」、「施行日が迫っているため」等では理由を示したことにならない。例えば、早急に定めるべきと判断した根拠や、30日以上の意見提出期間を確保することができない時点まで意見公募手続を開始できなかった理由を示す等、具体的な事実及び根拠を明らかにするものとする。

(意見公募手続の周知等)

第7条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

趣旨

意見公募手続をより実効あるものとするためには、政策等の案やこれに関連する資料を公表することに加えて、意見公募手続の存在を知らない者、専門家、利害関係人等を含めた広く一般に対し、当該手続の実施について、適切な方法により周知等を行うことが望まれる。したがって、本条において、広報紙の活用、報道機関への発表、パンフレットの作成などにより、意見公募手続の実施についての周知や関連情報の提供に努めることとしたものである。

解説

- 1 周知等の必要性は、個々の事案ごとに、政策等の性質、内容、設定する意見提出期間、案の策定経緯、専門家又は利害関係人等の有無等により異なる。そのため、どのような方法によりどの程度の周知等を

行うかの判断は、所管課がこれらを十分考慮した上で行うこととし、案件ごとの必要性に応じた努力をすべきこととしたものである。なお、市議会議員へ周知する際の文書の様式は別に定める。

- 2 「意見公募手続の実施について周知する」とは、意見公募手続の最中に、当該手続を現に実施することを周知することはもとより、意見公募手続の実施に先立ち、当該手続を実施することをあらかじめ周知（予告）することも含まれる。所管課は、意見公募手続の有効性を向上させる観点から、意見公募手続が終了するまでの間、一般への周知状況に常に配慮し、適宜、有効な周知等の方策を講じるよう努めなければならない。
- 3 「当該意見公募手続の実施に関する情報」とは、意見公募手続を実施する所管課名、対象となる政策等の案の概要及び当該政策等の案について意見公募手続を実施する意義、政策等の案等を入手できる場所などの情報をいう。

(提出意見の考慮)

第8条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に市長に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

趣旨

本条は、提出された意見を十分に考慮して、政策等の案について最終的な意思決定を行うこととしたものである。

解説

- 1 「意見提出期間内に市長に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）」とは、意見提出期間内に市に対し提出された政策等の案についての意見をいう。したがって、意見提出期間の終了後に提出されたもの、指定された提出先以外に提出されたもの又は当該政策等の案と無関係と判断されるものは「提出意見」とはいえない。市は、政策等を定めるに当たってこのような意見を考慮すべき義務を負わず、第9条第1項の結果公表の義務も課されない。意見提出期間内に提出されたものか否かの判断に関しては、締切日を過ぎて届いたが、郵便物に締切日の消印が押されているなどの個々の事情に応じ、提出者に有利に判断してもよい。なお、不測の事態の発生により、あらかじめ定めておいた意見提出の最終日をもって締め切ったのでは30日以上の意見提出期間を確保したとは言えない状況になったような場合には、障害発生の原因や事情等個々の状況を踏まえ、必要に応じ意見提出期間の延長などの措置を講じるものとする。
- 2 「十分に考慮しなければならない」とは、提出意見の内容をよく考え、定めようとする政策等に反映すべきかどうか、反映するとしてどのように反映すべきかについて適切に検討しなければならないということである「考慮」は、提出意見の内容に着目して行われるものであって、提出意見の多寡に着目するものではないし、まして、これらの意見による多数決を導入するものではない。また、市には、提出意見の内容を「十分に考慮」する義務が課されるにとどまり、提出意見の内容を定めようとする政策等に反映すべきかどうか、反映するとしてどのように反映すべきかは、所管課の責任において判断すべき事柄である。したがって、必ずしも、当該提出意見の内容を定めようとする政策等の内容に反映しなければならないわけではないし、個々の提出意見に対し個別に回答すべき義務を負うものでもない。なお、当然ながら、この判断は合理的なものでなければならず、判断の適正を制度的に担保し、意見公募手続の実効性を確保するため、第9条第1項第3号及び第4号において、提出意見、提出意見を考慮した結果及びその理由を公表すべきことを義務付けている。

3 意見提出期間の終了後、政策等を定めるまでの時間的制約については特段の規定を置いていないため、いずれの時期に政策等を定めることとするかは、個々の事案において、所管課の判断に委ねられている。しかし、意見提出期間経過後、合理的な期間内に政策等を定めることができることになる。

市は、政策等を定める権限を有し、かつ、その内容を適正なものとする義務を負うのであるから、提出意見を考慮した結果とは別に、市の判断と責任において、政策等の案を修正することも許容されるが、公表した案と同一のものと判断し得ないほどに修正された場合には、改めて意見公募手続を行う必要が生じるものと考えられる。この場合であっても、市は、提出意見を踏まえての修正であるか否かを問わず、第9条第1項により「意見公募手續を実施した政策等の案と定めた政策等との差異」を公表すべきである。

(結果の公表等)

第9条 市長は、意見公募手續を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあっては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあっては議案の提出。以下同じ。）と同時に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手續を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを作成することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該政策等を定めようとする課（以下「所管課」という。）の窓口における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。

3 市長は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 市長は、意見公募手續を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手續を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 第1項の規定により公表した政策等で議会の議決を要するものについては、当該議決により当該政策等が修正又は否決された場合は、その結果（定めた政策等と議決された内容との差異を含む。）を公表しなければならない。

6 市長は、第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手續を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号に該当することにより意見公募手續を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手續を実施しなかった旨及びその理由

趣旨

意見公募手續を実施した上で最終的に政策等を定めた場合、又は最終的に政策等を定めないこととし

た場合において、本規程に規定する政策等を定めるに当たっての手続が完結したことを示す行為としての結果の公表について（第1項から第5項まで），また，市が第5条第4項各号の適用除外事由に該当するものとして意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合においてとるべき手続について（第6項）定めるものである。

第9条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあっては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあっては議案の提出。以下同じ。）と同時期に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

趣旨

本項は、意見公募手続を実施して政策等を定めたとしても、結果が明らかにされなければ、市民にとって、当該手續が適切に実施されたのかどうか等を把握することができず、政策等を定める課程における公正の確保と透明性の向上を図るための制度としての実効性を担保できないため、定めた政策等の公布（公布しないものにあっては、公にする行為）と同時期に、当該手續の結果を公表すべきことを義務付けることとしたものである。この結果の公表においては、提出意見に対する市の考え方を十分に示す必要があることから、提出意見の内容（第3号）、定められた政策等の内容への提出意見の反映の有無及びその理由（第4号）その他の本項各号に掲げる事項を公表すべきこととしている。これにより、当該政策等の案に対しどのような意見が提出されたのか、市が当該意見をどのように考慮したか、考慮した結果をなぜ（どのように）政策等に反映させたか（又は反映させなかつたか），さらには、定められた政策等の内容についての市の考え方を知ることが可能となるとともに、その考え方が合理的か否か、十分考慮すべき義務を果たしたといえるかといったことについて検証する材料を市民が得られることになる。

解説

- 1 「意見公募手続を実施して政策等を定めた場合」とは、第5条第1項に定める意見公募手続を実施した上で政策等を定めた場合に、本項に基づく公表の義務が生じることを明らかにするものである。第6条第1項の規定に基づき、30日を下回る意見提出期間を定めて意見公募手續を実施した場合であっても、本項の義務が課せられる。一方、第5条第4項に該当することを理由として意見公募手續を実施しないで政策等を定めた場合には、本項の義務は課せられず、第6項の規定によることとなる。
- 2 「同時期」は、同時か、合理性の認められる範囲内でその前後という意味である。つまり、政策等を定めるのと同時である必要はなく、多少の時間的なずれは許容される。許容される時間的ずれの幅は、一律に決せられるものではなく、提出意見の多寡やその内容などの個別具体的な事情を考慮して、合理的であると認められる範囲内であればよい。また、議案となる政策等にあっては、議会招集告示日と同時期に公表することとしたものである。結果の公表の重要性に鑑みれば、市は、本項が許容する期間を遵守することはもとより、結果の公表が可能になった段階で速やかにこれを公表するよう努めなければならない。
- 3 「政策等の題名」は、結果の公表により明らかにされる情報が、どの政策等についてのものなのかの判別を容易に行うことができるようとするものである。
- 4 「政策等の案の公表の日」とは、第5条第1項の規定により政策等の案を公表した日をいう。「題名」の公表と同様、政策等の案の公表の日を公表することにより、結果の公表により明らかにされる情報がどの政策等についてのものなのかの判別を容易に行うができるようとするものである。

5 「提出意見」とは、市に提出された意見そのものをいい、意見に添えて記載された提出者の住所、氏名等は含まれない。また、市において何ら整理、要約、削除等をしていないものを指すが、第2項において、必要に応じ提出意見を整理又は要約したものを公表することや、第3項において、正当な理由があるときに提出意見の全部又は一部を除くことができるなどを規定している。また、「提出意見がなかった場合にあっては、その旨」とは、意見公募手続を実施したものと提出意見がなかった場合においても提出意見の有無自体が不明となることがないように、提出意見がなかった場合にはその旨を公表する必要があることを明確にしたものである。

6 「提出意見を考慮した結果」とは、主として、提出意見を考慮し、政策等に反映させたか否か、反映させた場合に具体的にどのように反映させたかといった結果を指す。

「意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。」とは、提出意見を政策等に反映させた場合に、公表した政策等の案と定めた政策等とがどのように変わったのかについても公表すべきことを明らかにする意味であるが、それだけでなく、政策等の案を公表した時期以降に提出意見を考慮した結果とは別に、立法政策上の判断によりその内容に変更が加えられた場合の当該変更についても公表すべきことを意味するものである。なお、結果の公表に当たっては、網掛けするなどして変更箇所を明示することとする。

「その理由」とは、提出意見をなぜ政策等に反映させたのか、なぜ反映させなかつたのか、さらにはなぜそのような反映のさせ方としたのかの具体的な理由を指す。これらを公表するに当たり、提出意見ごとにそれらを考慮した結果やその理由を逐一明らかにする方法はもとより、適宜要約又は整理することも可能である。なお、意見公募手続は、多様な意見を市政に反映させることを目的としたものであり、政策等の案の賛否を問う性格のものではない。したがって、賛否の結論だけを示した意見などに対しては、市の考え方を示さないが、そのような意見があつたことは公表する。また参考資料として成果品（議決を要する政策等にあっては議案）を添付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該政策等を定めようとする課（以下「所管課」という。）の窓口における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

趣旨

本項は、提出意見の数が大量で、しかもその提出意見の中には同種の内容を持つものが少ないような場合にまで、提出意見そのものを公表することは、事務の負担を増大させ、適正かつ迅速な事務の遂行に支障をきたすことがあるため、必要に応じ、提出意見に代えて、当該提出意見を整理、又は要約したものを公表することができる特例を設けることとしたものである。ただし、この場合においても、市の恣意的な提出意見の整理や要約を防ぐため、適当な方法により提出意見そのものを公にすることを義務付けることとしたものである。

解説

- 1 本項前段は、第1項の規定どおりに「提出意見」を公表するか、本項に基づいて当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表するか、さらには、整理し、又は要約する場合にはどのようにこれを行うかの判断について、所管課が個々の事案ごとに提出意見の数や内容等を考慮して行うものであることを明らかにしたものである。整理し、又は要約する程度としては、「提出意見」が整理し、又は要約されたとしても、当該意見の趣旨までは損なわれていない程度にとどめられるべきである。
- 2 本項後段は、提出意見を要約し、又は整理した場合は公表した後遅滞なく、提出意見そのものを公にしなければならないとしたものである。「遅滞なく」とは、事情の許す限りもっとも速やかに、という意味である。「公にしなければならない」とは、提出意見の閲覧を求める者に対し、当該提出意見を秘密にしないという趣旨であり、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。具体的な

方法としては、所管課における備付けのほか、提出意見の閲覧をしようとする者の求めに応じ掲示することなどが挙げられる。

3 市長は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。

趣旨

本項は、提出意見の内容が場合によっては公表することがふさわしくないと考えられる場合もあり得るため、正当な理由があるときに限り、提出意見の中の当該箇所を除いた上で、これを公表することができるとしたものである。

解説

- 1 本項に該当する場合としては、個人のプライバシーに係る事項や企業秘密が提出意見に記載されているとき、提出意見を公表し、又は公にすることにより公益上の支障があるときなどが考えられる。この要件に該当するかどうかは、本規程の趣旨及び個々の事案における提出意見の内容その他の事情に鑑みて、慎重に判断することとなる。
- 2 一部を公表しないとする場合のその公表しない箇所は、当該提出意見中「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」と認められる箇所であって、かつ、公表し、又は公にすることによる弊害を除去し得る必要最小限の範囲にとどめるべきである。公表しない箇所は、その内容が分からないように黒塗り等を行う。

4 市長は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

趣旨

意見公募手続は、市が政策等を定めようとする場合に実施すべきものであるから、意見公募手続が実施された以上、政策等が定められるのが通常であると考えられる。しかし、意見公募手続は実施されたものの、諸般の事情により、結果として政策等が定められない場合、あるいは改めて別の政策等の案により意見公募手続を実施し直すこととなる場合もあり得る。このような場合に、そのことを市民に対して明らかにする手続がないとすれば、市民としては、実施された意見公募手続がその後どうなったのかを把握することができなくなる。このような不都合が生ずることを防ぐために、意見公募手続を実施したにもかかわらず、結果として政策等を定めないこととした場合には、その旨などを公表すべきこととしたものである。

解説

公表にあっては、政策等を定める手続を完全に中止する場合のほか、意見公募手続において公表した政策等の案についての手続は中止するが、当該案とは別の案について改めて政策等を定める手続を実施しようとする場合も含まれる。

なお、政策等を定めた場合のみ公示可能な第1項第4号（提出意見を考慮した結果）及び同号を公示する前提として公示を要することとしている同項第3号（提出意見）については、その性質上公表する事項から除いたものである。

5 第1項の規定により公表した政策等で議会の議決を要するものについては、当該議決により当該政策等が修正又は否決をされた場合は、その結果（定めた政策等と議決された内容との差異を含む。）を公表しなければならない。

趣旨

本項は、第1項において議決を要するものは議案を公表することとしているが、意見公募手続を実施

した結果としての議案と最終結果が議決により異なる場合に、市民の混乱を招くおそれがあるため、必ずその旨と最終結果も公表するものとしたものである。

解説

「その結果（定めた政策等と議決された内容との差異を含む。）」とは、第1項第4号と同様の内容であり、その公表に当たっては変更箇所を明示することとする。

6 市長は、第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号に該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときには限る。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

趣旨

政策等を定める場合であっても、意見公募手続の適用除外事由（第5条第4項各号）に該当するため当該手続を実施しなかったときは、第1項から第4項までに定める結果の公表は義務付けられない。しかしながら、このような場合であっても、本規程の趣旨に則り、第5条第4項各号の規定の恣意的な運用を排し、適用除外事由の該当性判断の妥当性を市民が検証する手段を確保する必要がある。また、意見公募手続を経て定められる政策等は、当該政策等の案及び関連する資料の公示や、その結果の公表といった手続を通じ、当該政策等を定める趣旨が明らかにされることになるが、意見公募手続の適用除外事由に該当し、当該手続を経なかった場合には、これが明らかにされないままになりかねない。このため、本項は、意見公募手続の適用除外事由に該当し、当該手続を実施しないで政策等を定めた場合には、原則として、定めた政策等を公表し、又は公にするのと同時に、当該手続を実施しなかった理由や定めた政策等の趣旨などの公表を義務付けることとしたものである。

解説

- 1 第5条第4項各号に定める意見公募手続の適用除外事由に該当しながら、任意に意見公募手続を実施したような場合には、第1項から第4項までの規定に従うべきであって、本項の適用はない。
- 2 「当該政策等の公布と同時に」とは、第9条第1項に定める「同時に」と同義である。
- 3 「政策等の趣旨」とは、当該政策等の各条文に関する詳細な逐条解説のようなものまでを求めるものではなく、当該政策等を定めた趣旨目的及び当該政策等に定めた内容に至った考え方などを、意見公募手続を経て定められる政策等について当該手続を通じて明らかにされる趣旨と同程度のものである。
- 4 本項ただし書において、「政策等の趣旨」については、第5条第4項第1号に定める事由に該当する場合であって、当該政策等自体から明らかでないときに限り公表することとしている。これは、同項第2号に定める適用除外事由に該当する政策等は、他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の内容を定めるものであるから、改めて趣旨を明示する必要性がないとの判断に立つものである。また、同項第1号に定める適用除外事由のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合であっても、定めた政策等の中には、それ自体の内容から、その趣旨が明らかな場合もあると考えられる。（例えば、通達に定められた審査基準について、当該通達中に、当該基準を定めた目的や当該審査基準の基本的考え方方が記述されているような場合など。）このような場合にまで、重ねてその趣旨等を説明させる必要性は乏しいことから、このような場合には、政策等制定機関は、定めた政策等の趣旨を公表すべき義務を負わなものとしたものである。
- 5 「政策等の題名及び趣旨」は、定めようとする政策等を他の政策等と区別し、その内容を端的に表すものとして当該政策等に通常付されている表題をいう。意見公募手続においては、政策等が定められる前にその明示が義務付けられるものである以上、検討の過程で最終的に変更される場合も考えられるので、仮称を明示しても良い。

6 「その理由」とは、適用除外事由の該当性判断の前提となる具体的な事実（対象となった政策等の案の内容）、適用除外事由に該当すると判断した具体的な適用除外条項（本規則第5条第4項各号のいずれか）及び当該政策等が当該適用除外条項に該当すると判断した根拠をいう。

(公表の方法等)

第10条 第5条第1項並びに前条第1項及び第4項から第6項までの規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）の規定による開示請求の窓口、出張所及び市民センター（以下「閲覧等窓口」という。）における閲覧又は配布

2 前項の規定による公表は、同項第1号に掲げる方法による場合にあっては当該公表の日から1年以上、同項第2号に掲げる方法による場合にあっては当該公表の日から1ヶ月以上これを行うものとする。

趣旨

本条は、第5条第1項に規定する政策等の案の公表及び第9条に規定する結果の公表の方法について定めたものである。

解説

- 1 意見公募手続を行う政策等の案及びその結果は、市のホームページに掲載するとともに、所管課、情報公開センター、出張所及び市民センターに備え付ける。なお、ホームページに関しては統一の書式で作成したものを総務法制課で取りまとめるとしている。また、窓口備付けに係る送付文書の様式、その他公表する際に必要な様式は別に定める。
- 2 意見公募手続を行う政策等の案及びその結果は、市民が持ち帰ることができるように原則として配布による方法とするが、資料の量が多くなる場合などは資料に「閲覧用」と明示した上で備え付ける。
- 3 公表の義務期間は、インターネットによる場合は公表の日から1年、窓口等への備付けの場合は窓口等の煩雑を防ぐため1ヶ月とする。なお、この期間は最低限の期間であり、それ以上公表を続けることを妨げるものではない。

(意見の提出方法)

第11条 意見公募手続の実施による意見の提出は、次の各号のいずれかの方法により文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）で行わなければならぬ。

- (1) 郵送
- (2) ファクシミリによる送信
- (3) 電子メールによる送信
- (4) 閲覧等窓口への使送

2 前項の場合において、当該文書には、住所、氏名その他市長が別に定める事項を記載しなければならない。

趣旨

本条は、意見の提出方法について定めたものである。

解説

- 1 意見の提出は、文書で行うこととする。意見を明確に把握し、記録に残すため、口頭及び電話による受付は行わない。なお、第4号は本人代理人の別を問わず窓口への持参を意味する。
- 2 提出された意見の内容を確認する場合があるため、意見提出者の氏名及び住所（法人等の場合は、その名称及び事務所等連絡先の所在地等）を提出意見に記載する必要項目としたものである。「その他市長が別に定める事項」とは、年齢、職業等を指し、意見提出者の傾向を調べる場合などに必要に応じて記載事項に加えるが、必要以上に記載事項を追加し、むやみに個人情報を取得しないようにしなければならない。第5条第1項に規定する案の公表に際しては、これらの記載事項を明示することとする。ただし、第9条第1項の解説のとおり提出者の氏名等は公表しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に政策等を定めるための手続をしているものについては、この規程の規定は適用しない。
- 3 前項の規定は、この規程の規定の例により政策等を定めることを妨げるものではない。

付 則（平成24年3月30日規程第5号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年7月30日規程第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

趣旨

この手続の円滑な導入を図るため、この規程の施行に当たり、現に立案過程にある政策等については、立案のスケジュール等に配慮し、この規程は適用しないが、可能な範囲においてこの制度に準じた手続を実施する。

